

## 公立大学法人横浜市立大学名誉教授の称号授与規程

### (目的)

第 1 条 公立大学法人横浜市立大学名誉教授の称号は、この規程に定めるところによって授与する。

### (選考の基準)

第 2 条 名誉教授の称号授与の選考は、次に掲げる者について行う。

- (1) 本学の教授として、教育上又は学術上功績があった者で、10 年以上（学長としての勤務年数を含む）勤務した者
- (2) 本学の教授として、教育上又は学術上功績があった者で、本学の准教授として勤務した者、もしくは、他大学、研究機関、臨床研修病院及びこれに準ずる病院（以下「他大学等」という。）から赴任し、通算して 15 年以上勤務した者
- (3) 本学の学長及び副学長として特に功績のあった者
- (4) 本学の教員として、教育上又は学術上功績が特に顕著であった者

### (勤務年数の通算)

第 3 条 前条第 2 号に定める勤務年数の算定は、月計算として次の各号による。

- (1) 本学における教授としての勤務年数はその年数、准教授としての勤務年数はその年数の 2 分の 1 を通算する。ただし、通算後の端数月 6 月以上は 1 年とする。
- (2) 他大学における勤務年数の計算は教授としての勤務年数はその年数の 3 分の 2 、准教授としての勤務年数はその年数の 2 分の 1 、専任講師としての勤務年数はその年数の 3 分の 1 を通算する。ただし、通算後の端数月 6 月以上は 1 年とする。
- (3) 前号の場合を除き他大学等における勤務年数の算定は、人事委員会において確認を行う。

### (選考の手続き)

第 4 条 名誉教授の称号付与は、第 2 条の資格を有する者の中から、学群長、学部長、研究科長、病院長のいずれか 1 名が、学長に推薦する。

2 第 1 項の規定にかかわらず、学長にあっては後任の学長が、副学長にあっては学長が、推薦することができる。

第 5 条 学長は、推薦された者のうち、名誉教授の称号付与に値すると判断した者について、人事委員会に審査を諮問する。

第 6 条 人事委員会は、審査を行い、その結果を学長に報告する。

### (称号の授与等)

第 7 条 学長は、人事委員会の報告に基づき、名誉教授の称号付与を決定する。

第 8 条 大学は、名誉教授の称号を別記様式による証書の交付によって授与する。

第 9 条 名誉教授は、本学の諸式典及び重要な行事への招待、研究上の諸施設の利用に関する便宜、刊行物の贈呈等の待遇を受けることができる。

- 1 この規程は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 3 月 31 日以前の横浜市立大学及び他大学等での勤務年数等については、平成 17 年 3 月 31 日廃止の横浜市立大学名誉教授の称号授与規程により計算する。

附 則

この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。